

[3] 一宮市旅館業法施行条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「旅館業法」及び「旅館業法施行令」において、市は、清純な施設環境を保持すべき施設、衛生措置の基準、施設の構造設備の基準等について条例を定めることとしています。

なお、一宮市ホテル等の建築の規制に関する条例において、ラブホテルの建築を規制していますが、旅館業法施行条例において、規制地域や構造設備基準はおおむね担保していることから、廃止することとします。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
清純な施設環境を保持すべき施設	1 社会教育法第5章に規定する公民館 2 図書館法第2条第1項に規定する図書館 3 博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 4 職業能力開発促進法第15条の7第1項第1号及び第5号に規定する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校 5 1から4に掲げる施設のほか、青少年のための教育施設、スポーツ施設等のうち、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で知事が指定するもの	愛知県と同じ
衛生措置の基準	1 客室には、その床面積に応じた適当な人数を超えて宿泊させないこと。 2 旅館業の施設は、定期的に清掃し、かつ、随時消毒を実施すること。 3 ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びに駆除を行うこと。 4 客室には、適当な換気設備を設け、客室の空気を常に清浄に保つこと。 5 客室、浴室、洗面所、便所、廊下等には、適当な照明設備を設けること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
衛生措置の基準	6 寝具類は、収容定員以上の数を備え、かつ、適切に洗濯、管理等を行い、布団カバー、敷布、寝衣及び枕カバーは、客ごとに洗濯したものと取り替えること。 7 浴室には、適当な換気設備を設け、常に清潔を保ち、浴湯は、常に清浄な湯及び水を使用し、かつ、十分に供給すること。 8 浴槽（客室ごとに設置され、利用者が湯を入れ換えるものを除く。）の湯は、レジオネラ属菌が検出されないこと。 9 浴槽の湯は、塩素系薬剤を用い、浴槽の湯に含まれる遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つようにして消毒すること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。 10 浴槽の湯を浄化するためろ過器を設ける場合は、次の措置を講ずること。 (1) ろ過器は、毎週一回以上洗浄して汚れを排出し、及び消毒すること。 (2) 浴槽の湯を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は、毎週一回以上消毒すること。 (3) 集毛器その他浴槽とろ過器の間に設けられた設備は、定期的に清掃し、及び消毒すること。 11 浴湯を貯留する貯湯槽を設ける場合は、その湯の温度は、通常の使用状態において摂氏 60 度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏 55 度以上に保つこと。ただし、貯湯槽の湯を消毒する場合は、この限りでない。 12 洗面所は、常に清潔を保ち、湯及び水は、飲用しても衛生上有害でないものを供給すること。 13 便所には、適当な防臭設備及び流水式手洗設備を設け、常に清潔を保つこと。 14 客室、廊下その他適当な場所には、くず入れ容器を備えること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
宿泊を拒むことのできる事由	1 でい酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 2 著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。	愛知県と同じ
旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準	1 建物等の外観は、その形態、色彩及び意匠がその周囲の環境と著しく不調和でないこと。 2 次の要件を満たす適当な広さの玄関帳場を有すること。 (1) 宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）の出入りを直接確認することができる場所に設けられていること。 (2) 宿泊者等と直接面接することができる構造であること。 3 玄関帳場及びその周囲には、宿泊者等の出入りを容易に見通すことができなくなるようなカーテン、囲い等が設けられていないこと。 4 エアシュート、宿泊料等の受渡しを行うことができる客室の小窓等その他宿泊者等が玄関帳場において宿泊に必要な手続を行うことなく宿泊することができる設備が設けられていないこと。 5 当該施設の設置場所が別表に掲げる区域内にある場合にあつては、1 から 4 に規定するもののほか、次の要件を満たすこと。 (1) 宿泊者等が車庫又は駐車場から玄関帳場を経由することなく直接客室への出入りを行うことができる構造でないこと。 (2) 浴室及びシャワー室は、その内部を外部から容易に見ることができる構造その他性的好奇心をそそるおそれのある構造でないこと。 (3) 動力により振動し、又は回転するベッド、横臥している人の姿態を写す鏡その他性的好奇心をそそるおそれのある設備が備え付けられていないこと。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

上記「旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準」5に定める別表の区域については、以下のとおり規定することとします。

項目	愛知県	一宮市
別表に掲げる区域	1 都市計画法第8条第1項の規定により都市計画において定められた商業地域（以下「商業地域」という。）以外の区域 2 商業地域のうち、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域 (1) 第1条第1項各号並びに法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる施設 (2) 官公庁施設の建設等に関する法律第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設 (3) 学校教育法第1条に規定する大学 (4) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。） (5) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園	愛知県における2(2)の施設については、当該施設の性質を勘案し規定しないこととします。 また、愛知県における2(3)の施設に加えて、一宮市ホテル等の建築の規制に関する条例に定めのある専修学校、各種学校を追加することとします。

3 施行予定日

令和3年4月1日